

八王子市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（令和８年１月から６月分まで）交付要綱

令和８年８月４日施行

（趣旨）

第１条 この要綱は、八王子市（以下「市」という。）内に所在し、物価高騰等の影響を受けた介護サービス事業所等の負担軽減を図り、安定的で持続可能な事業運営に資するため、当該事業所等を経営する事業者に対し、介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和３５年八王子市規則第１９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象事業者）

第２条 支援金の交付対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内において、別表に掲げる老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定するサービスを提供する事業所を運営する法人であること。
- (2) 運営している事業所が令和８年６月１日までに指定等をされ、別表に掲げるサービスを提供していること。
- (3) 第３条に規定する対象期間内に、前号に掲げる事業所において、継続して別表に掲げるサービスを提供していること。
- (4) 第６条に規定する申請の時点で、第２号に掲げる事業所を廃止又は休止（廃止又は休止予定を含む）していない法人であること。
ただし、運営している事業所の一部について廃止又は休止している場合は、この限りでない。
- (5) 市税の滞納がないこと。

（対象期間）

第３条 支援金交付事業の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、令和８年１月１日から令和８年６月３０日までとする。

２ 対象期間中に指定等を受けて新規に開設した事業所については、当該開設月以降の期間を対象とする。

（交付対象経費）

第４条 支援金の交付対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。

（交付額等）

第５条 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、第1号様式に係る書類を添えて、別に指定する期日までに八王子市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条に基づく申請があったときは、第1号様式及び関係書類の審査等を行い、その適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、支援金を交付することが適当と認めたときは第2号様式により、不適当と認めたときは第3号様式により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に定める交付決定に際し、支援金にかかる予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

（交付時期）

第8条 市長は、支援金の交付決定後、支援金を速やかに交付するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、支援金の交付決定後に事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

（決定の取消）

第10条 市長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 支援金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 前各号のほか、この要綱及びほかの法令に違反したとき。

（支援金の返還）

第11条 市長は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第12条 支援金の交付を受けた交付対象事業者は、当該支援金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(調査等)

第13条 交付対象事業者は、交付事業の完了後であっても、市の求めに応じて、調査等の依頼に協力しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第14条 この要綱による支援金の交付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第15条 交付対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく支援金の交付を受けてはならない。

- (1) この要綱に基づく支援金と対象期間及び対象経費の双方が重複する他の地方公共団体等からの補助金等の交付を受けているとき、又は受ける予定であるとき。
- (2) 令和8年度に八王子市が実施する物価高騰対応を目的とした他の補助金等の交付を受けているとき、又は受ける予定であるとき。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日八王子市条例第23号。以下「暴排条例」という。）第9条の規定に基づき、次項に掲げる排除措置を講じるものとする。

2 交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、支援金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 交付対象事業者の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者がいるとき。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員を利用している、あるいは資金を提供又は便宜を供与しているなど密接な関係を有すると認められたとき。

3 市長は、第7条の交付決定を受けた交付対象事業者が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

4 市長は、必要に応じ交付対象事業者が本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを警視庁等に対して確認を行うことができるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

別表

区分	①サービス種別（※１）	②対象経費	③対象者（※３）	④基準額	⑤支援金額の算定方法
訪問系	・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・訪問型サービスＡ（当該サービスのみを提供している事業所）	本表①欄の対象サービスを提供する事業所において、対象期間に発生した、利用者に価格転嫁できない以下の費用相当分（消費税及び地方消費税は除く。） ・燃料費 ・光熱費		１事業所 当たり 月額14,750円	②対象経費と、④基準額とを比較して、いずれか少ない方の金額
通所系等	・地域密着型通所介護 ・予防通所介護相当サービス（当該サービスのみを提供している事業所） ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	（同上） ・燃料費 ・食材費 ・光熱費		定員（※２・※３） 一人当たり 月額1,607円	
施設系	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	・光熱費 ・食材費	入所者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者を除いた者	対象者一人あたり 月額5,923円	対象期間の各月１日における対象者数の合計×5,923円
	・地域密着型介護老人福祉施設		入所者		
	・認知症対応型共同生活介護		入居者		
	・特定施設入居者生活介護		要支援１以上の認定を受けている入居者		

※１ 事業所が介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、１事業所として取り扱う。介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場

合も同様とする。

※2 地域密着型通所介護、予防通所介護相当サービス（当該サービスのみを提供している事業所）及び認知症対応型通所介護については、運営規程で定められた利用定員（1日あたりの同時受け入れ上限人数）とする。

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、登録定員とする。

※3 対象者及び定員は、対象期間の各月1日における人数とする。